

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 3 回 総 会

平成 29 年 11 月 28 日 (火)

名護市農業委員会 第3回総会

開催日時 平成29年11月28日(火) 午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	欠席	12番	大城 正信

欠席者 11番 川上 達也

議事録署名人 5番 比嘉 清隆 6番 具志堅 安盛

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議案 第8号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて
第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第10号 農地転用事業計画変更承認申請について
第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第12号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて
第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第14号 農用地利用集積計画の意見決定について
第15号 非農地証明願いについて
第16号 現況証明願いについて
報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長（8番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は5番と6番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第3回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第14号農用地利用集積計画に関する意見決定についてと報告の農用地利用配分計画案に関する意見についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第14号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の15ページをご覧ください。平成29年11月22日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人11名。譲受人6名。設定筆数17筆、面積28,173㎡。内 賃借権10筆、使用貸借権7筆となっています。詳細については、16ページをご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、18年と1ヵ月の賃借権で、作物はマンゴーとパイナップルとなっています。

2番、譲渡人●の●さんから、譲受人は1番と同一の●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は牧草となっています。稼働人員は2人。稼働日数は250日です。

3番から6番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の賃借権で、作物はクワン草（薬草）となっています。

7番、譲渡人●の●さんから、譲受人は3番から6番と同一の●の●さんへ、10年間の賃借権で、作物はクワン草（薬草）となっています。稼働人員は2人と雇用が2人。稼働日数は250日です。

8番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、4年9ヵ月の賃借権で、作物は野菜となっています。稼働人員は1人。稼働日数は250日です。

9番と10番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は牧草となっています。稼働人員は2人。稼働日数は250日です。

11番から13番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は牧草となっています。

14番、譲渡人●の●さんから、譲受人は11番から13番と同一の●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は牧草となっています。

15番、譲渡人●の●さんから、譲受人は11番から14番と同一の●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は牧草となっています。

16番、譲渡人●の●さんから、譲受人は11番から15番と同一の●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は牧草となっています。11番から16番

の譲受人は同一の者で、稼働人員は1人。稼働日数は200日。補助者1人となっています。

17番、譲渡人●から譲受人●の●さんへ、3年間の賃借権で、作物は牧草となっています。稼働人員は1人。稼働日数は250日です。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第14号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第14号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8番） 次に報告 農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料の20ページをご覧ください。以前に農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地の転貸先が決まりましたので、ご報告します。●● ●番地。転貸先は●の●さん。借受期間は、平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間。作物はサトウキビで、規模拡大を図るための賃貸借となっています。報告は以上です。

議長（8番） 事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご意見等ございますか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことですので、農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします。

議長（8番） 議案第8号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。●● ●番地。登記田、現況畑。農振農用地内で950㎡。この土地の競売に当たり、●の●さんから買受適格証明願いが出されています。稼働人員1名、稼働日数は200日。作物はサトウキビで、規模拡大を行うための申請となっていますので、下記のとおり、付帯決議を付して、許可相当としたいと考えています。

付帯決議、農地買受適格証明書の交付の決定をした上記の者が、当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、許可をしても差し支えない。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました。議案第8号について質疑はございませんか。

委員 この方は、どこで営農をされているのか。この農地の確認はしているのか。

事務局 近くの●●で、サトウキビとドラセナを栽培されており、本農地についても

確認されています。

議長（８番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（８番） 異議なしとのことですので、議案第８号農地法第３条第１項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについては、付帯決議を踏まえ可決といたします。

議長（８番） 議案第９号農地法第３条第１項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料２ページをご覧ください。

整理番号１番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 2,918 ㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための無償移転で、親戚間の贈与となっています。従事者２名。稼働日数 200 日。計画作物はアロエです。

整理番号２番 ●● ●番地、●番地の２筆。農振農用地内で、２筆合計面積が 1,838 ㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大を図るための賃貸借権となっています。従事者１名。稼働日数 180 日。計画作物はミカンとバナナです。

整理番号３番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の４筆。農振農用地内で、４筆合計面積が 8,651 ㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための無償移転で、親戚間の贈与となっています。従事者２名。稼働日数 220 日。計画作物はパパイヤとミカンです。

整理番号４番 ●● ●番地、●● ●番地、●番地、●番地の４筆。農振農用地内で、４筆合計面積が 6,808 ㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。４番と５番は譲受人が同一の者です。

整理番号５番 ●● ●番地、●番地、●● ●番地、●番地の４筆。農振農用地内で、４筆合計面積が 7,672 ㎡。●の●さんほか３名から●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者２名。稼働日数 250 日。計画作物は甘藷（カンショ）です。

整理番号６番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 772 ㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者２名。稼働日数 250 日。計画作物は甘藷（カンショ）です。

事務局としましては、いずれも農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（８番） 事務局から説明がありました議案第９号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（８番） 質疑が無いようなので、議案第９号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

- 委員 はい。
- 議長（8番） 議案第9号整理番号1番から6番については可決といたします。
- 議長（8番） 議案第10号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料5ページをご覧ください。
整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が330㎡。兄の●さんから弟の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。同地は、すでに5条許可を受けていますが、当初の計画者のお兄さんが仕事の都合により他地域に住宅を建築したため、事業計画を変更するとともに、5条申請を行い弟の●さんへ所有権移転するものです。5条については、後ほど説明を行います。
- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第10号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議が無いようなので、議案第10号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長（8番） 議案第10号 は可決といたします。
- 議長（8番） 議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が509㎡。申請者 ●の●さん。貸駐車場として利用するための申請となっています。また、●さんの妹さんが所有する隣接地の●● ●番地についても一体として活用するため、5条許可申請にて所有権移転も行うものです。農地区分は、道路や河川等で区切られた一団の街区内に占める宅地面積の割合が4割を超えているため、第3種農地となりますので、原則許可となります。
整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が853㎡のうち369㎡。申請者 ●の●さん。個人住宅建築のための申請となっています。農地区分は、道路や河川等で区切られた一団の街区内に占める宅地面積の割合が4割を超えているため、第3種農地となりますので、原則許可となります。
整理番号3番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地外で、4筆合計面積が431㎡。申請者 ●の●さん。住宅建築のための道路として活用するための申請となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。
整理番号4番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で、2筆合計面積が528㎡。申請者 ●の●さん。2世帯住宅建築のための申請となっています。また、隣接地の●● ●番地も併せた3筆において建築するため、今回5条許可申請も行っていますので、5条許可にては後ほど説明をします。

農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第11号について質疑はございませんか。
委員 2番ですが、土地が一部残るが、どの部分を残すのか。また、今後、転用する予定なのか。

事務局 位置としては、道路に面した部分を今回転用しますので、その後ろ側が農地として残ります。転用予定については、お聞きしていませんので、必要であれば今後、手続きをされるかと思えます。

議長（8番） ほかにございますか。

委員 3番は、農振農用地ではないのですか。

事務局 いいえ。4筆すべて農振農用地外となっています。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第11号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第11号 整理番号1番から4番については可決といたします。

議長（8番） 第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料8ページをご覧ください。●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の12筆。登記、現況ともに畑。農振農用地外で12筆合計面積が4,530㎡。この土地の競売に当たり、有限会社●から買受適格証明願いが出されています。転用目的が資材置場であり、使用目的、立地基準など問題ないことから許可相当としたいと考えています。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました。議案第12号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第12号農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについては、可決といたします。

議長（8番） 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料の9ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が310㎡。土地区画整理事業地となっていますので、仮換地後169㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、土地区画整理事業地内にある農地のため、第3種農地となり、原則許可となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 4,808 m²。土地区画整理事業地となっていますので、仮換地後 1,702 m²。●の●さんから●の●さんへ。福祉施設建築のための使用貸借となっています。農地区分は、土地区画整理事業地内にある農地のため、第3種農地となり、原則許可となっています。

整理番号3番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が 1,414 m²。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が 2 ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 755 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅及び貸中古車展示場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、道路や河川等で区切られた一団の街区内に占める宅地面積の割合が4割を超えているため、第3種農地となりますので、原則許可となります。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 478 m²。●の●さんから●の●さんへ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、相当数の街区を形成している区域内的の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号6番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 460 m²。貸駐車場として活用するための所有権移転となっています。こちらは、先ほど4条許可申請にて説明をしました案件となっています。農地区分は、道路や河川等で区切られた一団の街区内に占める宅地面積の割合が4割を超えているため、第3種農地となりますので、原則許可となります。

整理番号7番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 1,224 m²。●の●さんから●の●さんへ。農家住宅兼お茶の加工場及び倉庫を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が 3.8ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号8番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 449 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、上下水道が埋設されている 4 m 以上の道路に接しており、500m 以内に公共施設が2つ以上ある第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 186 m²。●の●さんほか1名から●の●さんへ。保育施設建築のための賃借権となっています。

整理番号10番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 491 m²。●の●さん

から9番と同一の●の●さんへ。保育施設建築のための賃借権となっています。9番と10番の農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が0.2ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号11番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が330㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号12番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が200㎡。●の●さんから●の●さんへ。2世帯住宅建築のための所有権移転となっています。こちらは、先ほど4条許可申請でも説明をしました案件となります。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号13番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が330㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。こちらは、先ほど事業計画の変更で説明をしました案件です。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第13号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことですので、議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から13番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第15号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。11月24日に委員（11番）と委員（5番）、事務局とで現地を確認しました。

整理番号1番 ●●番地。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、傾斜地で進入路がなく30年以上耕作されておらず、現在山林化しており、今後も農地として利用できる見込みがないとのことです。調査員の意見としましては、土地の傾斜、周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号2番 ●●番地。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、当該地は平成元年の道路工事の残地であり、工事中は農地として使用できず、その後工事の残土が置かれ、現在は雑木が大きくなり農地への回復が困難であるとのことです。調査員の意見としましては、土地の傾斜、周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるた

め、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号3番 ● ●番地、●番地の2筆。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、昭和46年10月の贈与時には現在の状況であり、40年前から農業はしておらず、現在も石材及び石山等で営農は困難であるとのこと。調査員の意見としましては、土地の傾斜、周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号4番 ● ●番地。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、当該地は20年以上耕作されておらず、今後も農地として利用が困難であるためとのこと。調査員の意見としましては、土地の傾斜、周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第15号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことありますので、議案第15号非農地証明願いについては、整理番号1番から4番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第16号 現況証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 資料19ページをご覧ください。整理番号1番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が26㎡。所有者が●の●さん。現況証明の事由としましては、復帰前の昭和47年5月15日以前から住宅への進入路として使用しているとのこと。

整理番号2番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が87㎡。所有者が●の●さんほか3名。現況証明の事由としましては、復帰前の昭和47年5月15日以前から住宅への進入路として使用しているとのこと。

1番と2番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、復帰以前から宅地の進入路として利用されており、現在も進入路として使用されているため、非農地と判断しています。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第16号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことありますので、議案第16号現況証明願いについては、整理番号1番と2番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第3回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 比嘉 清隆 印

署名委員 具志堅 安盛 印